

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会後援名義使用承認事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が各種事業を後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「後援名義」とは、協議会が、協議会又は協議会の機関以外の団体が主催者として行う行事に対し、次条に規定する名称を用いることのみによって後援することをいう。

(名称)

第3条 後援名義をするときの名称は「社会福祉法人習志野市社会福祉協議会」とする。

(承認の基準)

第4条 協議会は、次の各号のいずれにも該当する行事について、後援することができる。

(1) 事業内容が福祉、教育、芸術、芸能、学術、文化、スポーツの向上等、公益に寄与するものであること。

(2) 開催場所が市内又は近隣自治体で実施される行事であること。

(3) その他、会長が特に認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、後援をしないものとする。

(1) 営利（特に商品宣伝）を目的とするもの

(2) 政治的目的を有するもの

(3) 宗教的目的を有するもの

(4) 衛生面、安全面の配慮を欠くもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の団体の関与が認められるもの

(6) その他後援することが不適切と認められるもの

(申請手続)

第5条 協議会の後援を受けて行事を行おうとするものは、後援名義使用申請書（別記第1号様式）及び収支予算書（別記第2号様式）を行事の開催日初日30日前までに会長に提出し、申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしたものは、会長が必要と認める場合には、当該行事が前条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、同条第2項のいずれにも該当しないことを証明しなければならない。

(承認等の通知)

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請を承認する場合は、後援名義使用承認書（別記第3号様式）を、承認しない場合は後援名義使用不承認通知書（別記第4号様式）を、当該申請したものに速やかに通知するものとする。

(承認事項の変更)

第7条 前条の規定により後援名義使用の承認を受けたもの（以下「承認団体」という。）

）が承認事項の内容を変更する場合には、速やかに後援名義使用承認事項変更申請書（別記第5号様式）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請に基づき変更を承認したときは、後援名義承認事項変更承認書（別記第6号様式）を当該申請者に交付しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 会長は、承認団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消し、

後援名義使用取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったと認められるとき。
- (2) 承認に附された条件を遵守しないとき。
- (3) 行事を実施しないこととなったとき。
- (4) その他後援することが不適切である事情が生じたときと会長が認めたとき。

2 前項により承認を取り消されたものは、当該行事に関する広告から後援の承認を受けた旨の表示を、直ちに削除しなければならない。

(報告)

第9条 承認団体は、当該行事終了後14日以内に、会長が特に認めたときを除き、後援行事実施報告書（別記第8号様式）及び収支決算書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

(事務処理)

第10条 この基準に関する事務は、企画総務課が行うものとする。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。